1章　はじめに

1.1　研究費の適正な執行について

研究費を使用する研究者の心得

立命館大学 学長
最高管理責任者
仲谷 善雄

本大学では「立命館大学研究倫理指針」において、研究者の責務および行動規範として研究費の適正な執行に関して次のように定めています。研究活動に携わるすべての研究者は、このことを常に深く認識し、適正かつ効果的な研究費の使用に努めることが求められます。

① 研究者は、研究費の資金源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、企業等からの寄付金等によって賄われていることを常に認識し、研究費の適正な執行に努める。
② 研究者は、交付された研究費を当該研究目的のみに使用する。
③ 研究者は、研究費の執行にあたっては、関係法令、本大学の経理規程および当該研究費の執行基準等を遵守する。

研究者は研究費の負担者である学生や父母あるいは国民、財団、企業等に対して、研究費の使途に関する説明責任を負っています。とりわけ、研究費の執行については、丁寧な説明を付すなどして説明責任が果たされる水準であることに常に留意し、適正な執行に努めることが求められています。

2021 年 2 月、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、「ガバナンスの強化」「意識改革」「不正防止システムの強化」を 3 本柱とし、不正使用防止対策の徹底を各大学に求めています。本大学では、研究費不正を防止することが研究者を守り、次世代研究大学実現の基盤になるものであると認識しています。

「大学の教授等が支給を受ける研究費等に対する所得税の取扱について」国税庁長官通達（昭和 33 年 8 月 20 日 国税庁 直所 2-59）において、大学における研究費は、大学が直接支出すべきもので、研究題目のために必要な支出は給与所得とはしないことが示されています。つまり、特定の研究題目の研究計画とは関係のない支出や教育活動に研究費を充当すると給与所得として課税対象になる恐れがあり、そうした疑念を生じさせないためにも交付された研究費を当該研究目的のみに使用することが重要です。

こうした社会的な責任に対応するために、研究費の執行に関連する本大学の諸規程やルール等を踏まえ、研究者にとって必要な執行手続きを中心に編集したものが「研究費執行ガイドブック」です。

研究者が研究費の執行に係る知識や認識を深めていただき、同倫理指針で示す重要性に鑑みて、安心して研究活動をおこなうためにも本ガイドブックを活用し、研究費の適正な執行に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、昨今社会的問題として後を絶たない研究不正に関して、研究者としてわきまえるべき基本的な事項、本大学の取り組みについて、本章に記載しています。これらの内容についても、本大学の

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

全ての研究者が遵守し、日々の研究活動を適正かつ円滑に遂行されることをお願いいたします。

1.2　研究費執行ガイドブックの発行にあたって

立命館大学 副学長（研究担当）
統括管理責任者
サトウタツヤ

立命館大学では、文部科学省が定めた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適正な運営と管理を推進してきました。「立命館大学における公的研究費の管理に関する規程」に基づき、公的研究費の不正使用を防止し、より適正な執行を確保する取り組みの充実を図っています。残念ながら、過去には本大学で研究費の不正使用が発生した事案があり、苦い教訓から研究費の適正執行について真摯に取り組みを進めています。「研究費執行ガイドブック」はその取り組みの一環として、研究費執行ルールの明確化と周知、また本大学関係者の意識向上を目的として、毎年度発行しています。

公的研究費の執行に関わる研究者の責任として、「研究費の使途に関する説明責任を果たすこと」また、「交付された研究費の使い道への理解を深めること」については、先に学長が述べたとおりです。社会の変化とともに公的研究費に関わるルールも変化し、不正使用の事例も変化が見られます。本ガイドブックや、本大学が提供する公的研究費に関わるコンプライアンス教育の受講等を通じて、研究費執行に関わる認識を深めていただき、研究費の適正な執行に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

1.3　研究費の適正執行に向けて

1.3.1　立命館大学における研究費の不正使用防止に関する基本事項

本大学では、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、公的研究費の適切な管理を推進しています。

以下のとおり、本大学における公的研究費の不正使用を防止し、より適正な執行を確保する取り組みの充実を図ります。

(1)　機関内の責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適切に行うため、機関内の運営・管理に関わる責任体制を明確に定め、これを公表します。

また、公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者、事務管理責任者、コンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進副責任者をそれぞれ置きます。

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

(2)　適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

1. コンプライアンス教育・啓発活動の実施

公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正使用防止の取り組み等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて学内に周知します。

2. ルールの明確化・統一化

研究費の適正な運用のため、規程等を制定し、公的研究費の不正使用防止に対するルールづくりを行います。

3. 職務権限の明確化

競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任を定め、理解の共有を図ります。

4. 告発等の取扱い、調査および懲戒に関する規程の制定

研究費の不正使用に係る調査ならびに懲戒について、規程を定め、明確化かつ透明化を図ります。また、公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報の窓口を設置します。

(3)　不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因を把握し、不正使用防止計画を年度ごとに策定・実施・公開します。

(4)　研究費の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。研究費の執行は、毎年度発行される公的研究費の執行に関する学内のルールを定めた研究費執行ガイドブックに則り行います。

(5)　情報発信・共有化の推進

公的研究費にかかる本大学内外からの相談に対応するため、相談窓口を置きます。また、公的研究費の不正使用への取組に関する本大学の方針等について、学内で周知するとともに、外部に公開します。

(6)　モニタリングの在り方

研究費の適正な管理のため、本大学全体の視点から、不正使用防止計画推進部署は証憑点検、業務監査室は内部監査を毎年度実施します。

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

1.3.2　立命館大学研究倫理指針

本大学では、2006 年の日本学術会議「科学者の行動規範」の策定や、科学技術・学術審議会「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の策定等を受け、研究の理念や研究活動の基本的姿勢、研究活動に携わる者が等しく認識すべき倫理や基本的責務などを明確化した「立命館大学研究倫理指針」を制定しています（2007 年 3 月 15 日常任理事会）。本大学は、この「研究倫理指針」にもとづき研究活動を推進しています。

2007 年 3 月 15 日
例規第 154 号

人文・社会・自然の諸科学の研究は、先端化、高度化、多様化などが進展する歴史とともに歩んできた。伝統的な学問領域における真理の探究のみならず、領域の融合や新たな領域の創造が絶え間なく繰り広げられている。立命館大学は、諸科学がおかれた激動の環境の中で、大学の学術研究における従来の慣行や仕組みに固執することなく、真理を探究し、文化を創造、伝承し、人類の福祉と社会の進歩に貢献するという、学問研究に内在する使命を果たしていくことを宣言する。

大学における研究は、学問的良心にもとづき自由に行われる活動であるが、そのような研究の自由を保証し、本大学および本大学の研究者が自律的に社会への責任を果たしていく上で、倫理観を共有することは極めて重要であり、研究の対象となる個人や組織、そして研究者自身をも、研究プロセスにおける侵害行為などから保護する観点と具体的な仕組みが不可欠となる。

本大学の学術研究が適正かつ円滑に遂行され、持続的に社会からの信頼を得ることを目的とし、本大学において研究に携わる者が常に自覚し、遵守すべき規範として研究倫理指針を定める。

(1)　立命館大学の学術研究

① 本大学は、人類の未来を切り拓くために、学問研究の自由にもとづき真理の探求と人類的諸課題の解明に邁進し、教育・研究機関として世界と日本の平和的・民主的・持続的発展に貢献する。

② 本大学は、個々の研究者の自由で独創的な知的関心にもとづく基盤的な研究実践と、大学として重点を置く政策的重点研究をともに重視し、特色ある世界水準の研究拠点形成に取り組む。

③ 本大学は、研究活動の国際化、研究成果の国内外への発信を推進するとともに、海外の研究機関等との連携に努め、学術研究の国際的拠点となることを目指す。

④ 本大学は、研究活動を通じて、人類の福祉と社会の進歩、世界の平和、ならびに地域社会に貢献するように努める。

⑤ 本大学は、研究と教育の融合した機能を高め、正義と倫理をもった地球市民として活躍できる人間の育成に努める。

⑥ 本大学は、海外の個人や組織、国・地方公共団体、民間企業、市民社会組織等の機関との連携に努め、研究教育の交流を積極的に推進する。学外交流にあたっては、立命館大学学外交流倫理基準および立命館大学利益相反マネジメント・ポリシーを遵守する。

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

(2)　研究者の責務および行動規範

「研究者」は、本大学において研究に携わる教職員、本大学で研究活動に従事する学部・大学院学生および客員協力研究員等を総称する。

（1）基本的事項

① 研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、良心と信念に従って、誠実に行動する。

② 研究者は、当該研究において人間の尊厳と基本的人権を尊重し、社会の理解を得られるように努める。

③ 研究者は、国際的に認められた規範、規約および条約等、国内の法令、指針等および本大学の諸規程を遵守する。

④ 研究者は、自らの専門知識や能力の維持向上に努め、常に一段高い水準を目指して研鑽する。

⑤ 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、他の国・地域等の研究活動における文化、慣習、価値観等の理解に努める。また、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、お互いの学問的立場を尊重する。

⑥ 研究者は、学部・大学院学生が研究活動に加わる場合、学生が不利益を被らないように配慮する。

⑦ 研究者は、協働して研究に従事する人々の安全や環境に対して、責任ある取り組みを行う。「障害」や性別、国籍などによる差別やハラスメントの無い良好な人間関係を築くよう努める。ハラスメントに関する事項は、別に定めるガイドラインにもとづき対応する。

⑧ 研究者は、学外機関との研究交流にあたり、立命館大学学外交流倫理基準に則り、自主・民主・公開・平和利用の４つの原則にもとづき行動する。

⑨ 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、利益相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

⑩ 研究者は、研究活動の過程において、本指針の趣旨に則り誠実に行動する。不正な行為は行わず、また加担しない。

（2）研究課題・計画の立案

① 研究者は、可能な限り明瞭な形で提示できる研究課題・計画を立案する。

② 研究者は、研究課題・計画の立案にあたっては、過去に行われた研究業績等を十分把握した上で、研究の独創性や新規性を誠実に確認する。

③ 研究者は、研究遂行中において、その進捗状況の自己点検を行い、適切な経過報告ができるように努める。

④ 研究者は、研究遂行中であっても、当該研究が人間、社会および環境に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、その研究を継続するか否かを慎重に検討する。

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

（3）インフォームド・コンセント

① 研究者は、研究の対象や研究協力者に対しては法令や指針等関係規則を遵守し、これを保護する。

② 研究者が、人の行動、思想信条、財産状況、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対して当該研究の目的・意義、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得るものとする。

③ 研究者は、予見し得る提供者への危険性を可能な限り排除するよう努める。

④ 研究者が組織、団体等からの情報・データの提供を受ける場合についても同様とする。

（4）資料・データ等の収集および管理

① 研究者は、当該研究に関わる資料・データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法、手段により行う。

② 研究者は、当該研究のために収集または作成した資料・データ等の関連する研究記録は適切に保管し、事後の検証が行えるよう必要な期間保存するものとする。

（5）個人情報の保護

① 研究者は、個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いについて必要な措置を講じる。

② 研究者は、当該研究に関わって収集した資料・データ等の管理に万全を期すとともに、研究遂行上知り得た個人情報を本人の同意なしに他に漏らさない。

③ 研究者は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応する。

（6）研究機器・薬品等の安全管理

① 研究者は、研究実験において研究装置・機器および薬品・材料等を用いるときには、関係法令、本大学諸規程等を遵守し、その安全管理に努める。

② 研究者は、研究実験の過程で生じた残渣物、廃棄物および使用済みの薬品・材料等について、責任を持ってその最終処理を行う。

（7）研究費の適正な執行

① 研究者は、研究費の資金源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、企業等からの寄付金等によって賄われていることを常に認識し、研究費の適正な執行に努める。

② 研究者は、交付された研究費を当該研究目的のみに使用する。

③ 研究者は、研究費の執行にあたっては、関係法令、本大学の経理規程および当該研究費の執行基準等を遵守する。

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

（8）研究成果の発信

① 研究者は、関係者の権利保護や産業財産権の取得等合理的な理由があるため公表に制約がある場合を除き、すべての研究成果を、正しく社会に報告・還元する権利と義務を有する。

② 研究者は、研究成果の発表にあたっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害しない。

③ 研究者は、研究の遂行および成果の発表においては、捏造（存在しないデータの作成）、改ざん（データの変造、偽造）、盗用（他人のアイデア、データや研究成果を適切な引用なしで使用）等の不正な行為はしない。

④ 研究者は、研究成果の発表にあたり、当該研究活動に実質的に関与し、研究内容・結果に責任を有する者を著者とする。

（9）他者の業績評価

① 研究者が、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価に関わるときは、評価に恣意的な観点を混入することなく、評価基準や審査要綱等に従って適切な評価を行う。

② 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を他に漏らしたり、不正に利用しない。

（3）　立命館大学の責務

（1）研究環境の整備と倫理教育

① 本大学は、すべての研究者が十分に能力を発揮できるよう研究環境を整え、研究者の成長と、適性に応じた力量形成に配慮する。

② 本大学は、研究者の研究倫理意識の高揚を図るため、必要な啓発および倫理教育を実施する。

③ 本大学は、研究者が研究倫理指針を遵守して誠実に行動するよう周知する。

④ 本大学は、研究の実施、研究費の執行にあたっては、関係法令や本大学の規程等を遵守するよう周知徹底するとともに、不正行為が起こらないよう必要な措置を講じる。

⑤ 本大学は、研究者が、利益相反あるいは研究活動に対する不当と思われる侵害など、紛争的な事象が生じた場合は、その解決にむけて必要な措置を講じる。

（2）研究倫理委員会の設置

① 本大学は、本指針の適正な運用を促進するとともに、研究者の研究倫理に反する行為、不当または不公正な扱いを受けた者からの相談、あるいは研究者自身が直面する侵害行為などについて対応するため、立命館大学研究倫理委員会を設置する。

② 立命館大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）に関する事項は、立命館大学研究倫理委員会規程に定める。

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

（3）研究倫理指針に反する行為等への対応

① 研究者に本指針に反する行為等が発見された場合、学長は事実関係を調査し、事実が確認されたときは必要な措置を行う。ただし、学長が必要と判断したときは、立命館大学研究倫理委員会規程の定めにより調査委員会を設置して調査を行う。

② 本大学は、研究活動における不正行為等に関する通報があった場合は、学校法人立命館通報取扱規程にもとづき対応する。

③ 公的研究費の管理および監査に関する必要な事項は、立命館大学における公的研究費の管理に関する規程による。

④ 研究活動における捏造、改ざんまたは盗用への対応に関する必要な事項は、立命館大学研究活動における不正行為の防止および対応に関する規程による。

以上

附 則（2010 年 11 月 10 日学校法人立命館通報処理規程の制定等に伴う一部改正）

この指針は、2010 年 11 月 10 日から施行する。

附 則（2015 年 3 月 25 日立命館大学における公的研究費の管理に関する規程の制定等に伴う一部改正）

この指針は、2015 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2018 年 9 月 5 日学校法人立命館通報処理規程の全部改正に伴う一部改正）

この指針は、2018 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（2023 年 5 月 31 日立命館大学研究活動不正行為防止規程の廃止および立命館大学研究活動に係る不正行為の防止および対応に関する規程の制定に伴う一部改正）

この指針は、2023 年 5 月 31 日から施行し、2023 年 3 月 29 日から適用する。

1.3.3　研究不正防止への取り組み

（1）　研究不正とは

研究費の執行に係る研究不正とは、故意または重大な過失に起因する不正使用です。不正使用の主な事例は次の通りですが、単純な経理ミスやルール等を理解できていなかったことに起因する不適切な使用であっても認められるものではありません。

☒ **預け金**
業者に架空取引を指示するなどして、虚偽の請求書等を作成させることにより大学から研究費を支出させ、その金銭を業者に管理させる

☒ **プール金（カラ出張、カラ謝金）**
出張申請や出勤簿の改ざん等により旅費や謝金等を不正に請求するなどして、その金銭を研究室や研究者が管理する

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

☒ **書類の書換え（差換え、品替え、品転）**
業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、大学から研究費を支出させ実際には契約した物品とは異なる物品に差換えて納入させる

☒ **目的外使用**
研究以外の目的（私的含む）で研究費を使用する、使途に制限のある研究費を他の研究課題の目的に使用する

☒ **還流行為**
学生等に旅費や人件費・謝金を一旦支払った後に、本人から同意を得て全部または一部を回収し研究室等の予算として流用したり、私的に流用したりする

☒ **二重請求**
他の機関から旅費の支給を受けていたにも関わらず重複して旅費を請求する、Web 上で発行できる領収書を再発行して複数の予算で重複して請求する

☒ **期ずれ**
物品が納入された年度とは異なる年度の予算で執行する（科学研究費助成事業（以下、科研費という）の基金分等の複数年度にまたがる執行が認められている予算は除く）

次のような行為も研究不正として禁じられています。

☒ **不正受給**
別の研究者の名義で研究費を応募したり、応募書類に虚偽の申請をしたりするなど、偽って不正な手段により研究費を受給する

☒ **不正行為**
発表された研究成果において示されたデータ、情報、調査結果等の故意によるまたは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用をする

(2)　ガイドライン対応

文部科学省は 2014 年 2 月 18 日に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（2007 年 2 月 15 日文部科学大臣決定）」を改正し、同年 8 月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（2014 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）」を策定しました。2021 年 2 月 1 日にも改正を行い、不正防止対策として「ガバナンスの強化」「意識改革」「不正防止システムの強化」を 3 本柱と位置づけ、ガイドラインの記述の具体化・明確化を図るよう各研究機関に要請しています。

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

研究不正に対しては研究者個人のみならず､研究機関も責任を持ってその防止に関わることにより、研究不正が起こりにくい環境づくりの必要性が示され、組織としての責任体制の確立による管理責任の明確化、研究不正を未然に防止する取組み等の推進が要請されました。本大学では、両ガイドラインにおける各要請事項への対応内容を常任理事会（2014 年 12 月 24 日）にて議決し、必要な策を講じています。

(3)　コンプライアンス教育

本大学に在籍する研究者に広くコンプライアンス教育の受講を要請しています。特に、科研費をはじめとする公的研究費を受給・新規応募する研究者は、コンプライアンス教育を受講し、理解度チェックを行った上で、誓約書を必ず提出する必要があります。誓約書の提出がない場合は、本大学において、公的研究費の受給・新規応募は認められません。

- 新任の研究者は、前任校で同様のコンプライアンス教育を受講し、前任校に対して誓約書等を提出していた場合であっても、コンプライアンス教育を受講の上、誓約書の提出が必要です。
- 本大学では公的研究費の不正使用防止と適正な執行を確保するための取り組みの一環としてコンプライアンス教育受講および誓約書の提出について、5 年度ごとの大学が定める年度に受講と誓約書の提出を求めることとしています。

参考

公的研究費

- **科研費**
- **文部科学省等の公的資金配分機関が配分する競争的研究費**
- **政府機関、独立行政法人、地方公共団体、特殊法人等が配分する研究費**
- **文部科学省等からの通知または、配分機関が示すルールで「改正ガイドラインに準じ、適切な管理・監査をおこなうこと」とされた補助金等**

受講方法

① コンプライアンス教育（動画）の受講

研究部 HP（研究費適正執行→コンプライアンス教育）にアクセスし、コンプライアンス教育（動画視聴）を受講してください。

② 公的研究費に関する理解度チェックおよび誓約書の提出

同ページに掲載されている SmartDB にアクセスし、理解度チェックを受講の上、誓約書を提出してください（SmartDB の利用には RAINBOW ID およびパスワードが必要です）。

※　SmartDB にアクセスできない方については、書面での提出を受け付けています。
同ページから「理解度チェック・誓約書」の書面をダウンロードし、リサーチオフィスまたは研究推進課までご提出ください。

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved

(4)　研究倫理教育

本大学に在籍するすべての研究者は、研究を行うにあたり、日本学術振興会が提供する研究倫理 e ラーニングコース［eL CoRE］※1 を受講することが必要です。その上で、受講後に入手できる「修了証書」を SmartDB※2 にて提出していただく必要があります。

新任の研究者は、前任校で同様の研究倫理教育を受講していた場合（例：前年度までの eL CoRE 受講や eAPRIN 等他の倫理教育教材での受講）であっても、改めて eL CoRE を受講の上、「修了証書」の提出が必要です。

なお、本大学は研究者に対して、研究倫理教育を 5 年度毎の大学が定める年度に受講することを義務付けています。ただし、今後、文部科学省等の方針変更等により受講間隔や教育内容等の大幅な変更が生じる場合は、この限りではありません。

研究倫理教育プログラム	研究倫理 e ラーニングコース［eL CoRE］
受講方法	研究倫理 e ラーニングコースの Web サイト※3 にアクセスし、「新規登録（個人）」を選択の上、受講用の ID・PW を取得してください（科研費申請用の ID・PW ではありません）。
提出書類	「修了証書」※2

※1 eL CoRE は日本学術振興会作製の研究倫理教育教材「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf）を基に作成されています。より詳しい内容を含みますので、こちらも精読いただくことをお勧めします。

※2 https://sdb.ritsumei.ac.jp/hibiki/BRDDocument.do?func=insert&binderId=10274

※3 https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx

© Ritsumeikan Univ. All Rights Reserved